

地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院

中 期 目 標

平成 3 0 年 1 2 月

北海道広尾町

目 次

前 文	1
第1 中期目標の期間	2
第2 町民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ...	2
1 町立病院としての役割	2
2 医療水準の向上	4
3 患者サービス	5
4 医療の質の向上	6
5 町の医療施策推進における役割の発揮	6
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項	7
1 地方独立行政法人としての運営管理体制の確立	7
2 効率的かつ効果的な業務運営	7
第4 財務内容の改善に関する事項	8
1 持続可能な経営基盤の確立	8
2 収入の確保	9
3 費用の削減	9
第5 その他業務運営に関する重要事項	9
1 町からの財政支援について	9
2 医療機器の整備	9

前 文

昭和３５年に開設された広尾町国民健康保険病院は、本町において、唯一入院病床を有する医療施設であり、地域に必要とされる医療に加え、急性期から回復期、在宅医療までバランスのとれた医療を提供できる体制と、地域の暮らしそのものを支える役割を担うと同時に、その推進を期待されている。

しかし、急速な人口減少と少子高齢化等に伴う医療及び介護ニーズの変化や、医師不足の深刻化、医療制度改革による影響などから、近年は医業収支の赤字が続き、町からの繰入金に依存した経営状況にある。

こうした状況をふまえ、平成３０年１月に「広尾町国民健康保険病院あり方検討委員会」を設置し議論を重ねた結果、平成３０年２月に『地方独立行政法人化が望ましい』との答申が提出された。

これを受け、広尾町国民健康保険病院は、これまでの地方公営企業法（平成２７年法律第２９号）一部適用の枠組みを離れ、理事長の権限による医療職員の確保及び機動的かつ柔軟な意思決定による経営改善が期待できる地方独立行政法人へ移行することを決定した。

移行後は、地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院として、救急医療をはじめ町民が求める地域に根ざした医療を提供するとともに、地方独立行政法人制度の特長を生かして、質の高い医療の実現・充実を図り、あわせて経営の効率化等に積極的に取り組み、もって町民の健康の保持増進に寄与することを期待する。

ここに、法人が本期間中に達成すべき業務運営に関する中期目標を次のとおり定める。

第1 中期目標の期間

平成31年4月1日から平成35年3月31日までの4年間とする。

第2 町民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 町立病院としての役割

(1) 救急医療体制の充実

最寄りの高度救急医療を提供する総合病院（帯広市）まで、車で1時間30分の距離にある本町の現実をふまえ、町民の安心・安全を守るため、二次救急告示病院として初期救急医療体制を維持・強化すること。

また、総合病院との連携によるスムーズな救急搬送体制を確保すること。

(2) 地域医療の維持

周辺に民間病院がなく、町立病院が近隣自治体を含めた地域医療の中心的役割を担っていることから、地域の医療ニーズに合致する診療科の充実を目指すとともに、現在の入院48床を維持すること。

病床区分については、救急対応や長期療養患者に必要な病床を確保しつつ、地域包括ケア病床の導入を検討するなど、患者の実態に応じた見直しを行うこと。

また、自宅等生活の場で必要な在宅医療を受けられるように、年間訪問診療60件の実施が可能な体制を確保するとともに、訪問看護についても民間との連携を図り、町民ニーズに応えること。

（平成29年度実績：訪問診療51件）

(3) 医療機関間の連携強化

町内の診療所や歯科医院・薬局をはじめ、かかりつけ医や各専門診療科との連携を強化し、必要とされる医療に合わせて、救急対応から回復期、慢性期、在宅医療、終末期医療まで切れ目のない医療を提供できる体制を構築し、町内

診療所からの入院要請を積極的に受け入れること。

また、診療所との役割分担に配慮しつつ、ワクチン事業などの実施に協力すること。

(4) 町内官公庁等への協力

町内官公庁等への嘱託医の派遣体制を維持するとともに、民間事業所等への産業医の派遣要請についても、可能な限り対応すること。

(5) 疾病予防、重症化予防の取組

町の保健事業等と連携し、町民に対し人間ドックや健康診査の受診を積極的に呼び掛け、人間ドック 50 件、特定健診 25 件の実施を目指すとともに、連携医療機関との協働により、幅広い領域において二次予防の提供に努め、健康寿命の延伸に貢献すること。

(平成 29 年度実績：人間ドック 37 件、特定健診 18 件)

(6) 災害対応力の充実強化

地震や津波、水害等の災害発生時に町民の医療や長期避難を支える拠点としての機能を整備するため、BCP（事業継続計画）を策定するとともに、災害対応訓練を実施すること。

また、新型インフルエンザの流行等、公衆衛生上重大な健康被害が発生し、または発生のおそれのある場合は、町や関係機関と連携し、迅速かつ適切な対応を取るとともに、状況に応じ診療所との連携を図り、町民の医療の確保に努めること。

(7) 地域包括ケアシステムの推進

医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、医療機関間の連携や、介護、保健、福祉との連携、多職種協働を強化し、地域包括ケアシステムの中心的役割を担うこと。

また、近隣の自治体との連携を強化し、医療資源の効率的かつ効果的な体制

構築に取り組むこと。

2 医療水準の向上

(1) 医療職の人材確保と人材育成

医療サービスの質の向上を図るため、連携医療機関との積極的な技術交流・人材交流を行い、医師、看護師及び医療技術職員が地方の医療機関に籍を置くことが不利とならないキャリア・アップの機会を提供し、モチベーションの維持を図り、医療スタッフ確保に繋げること。

医師の人材確保については、連携医療機関や大学関係機関との連携強化により、常勤医師の現体制（4人）を確保するとともに、地域住民を支える良質な総合診療医の育成環境整備に協力すること。

看護師及び医療技術職員については、患者やその家族に信頼される安心・安全で質の高い医療サービスを提供するため、教育実習等の受け入れや関係教育機関との連携に努め、研修の受講や資格の取得も含めた人材育成体制の充実を図るなど、専門性及び医療技術の向上を図ること。

(2) 電子カルテシステムの活用

連携医療機関との情報共有により、地方で不足する専門医とのアクセスを物理的な距離を超えて容易にすることにより、医療の質の向上や対応領域の拡張、安全性の向上と効率化等を推進するため、電子カルテシステムの活用を図ること。

また、近隣の医療機関や介護分野と、ICTを活用した広域医療連携及び医療・介護連携を推進すること。

(3) 計画的な医療機器の整備

地域のニーズにあった良質な医療を提供するために、医療機器等整備計画を作成し、医療機器の計画的な整備、更新を行うこと。

3 患者サービス

(1) 患者本位の医療の提供

患者が自ら受ける医療の内容に納得し、自分にあった治療法を選択できるよう、インフォームド・コンセントを徹底すること。

また、その基盤となる患者相談及び連携窓口の充実を図るため、専任担当職員を配置すること。

(2) 診療待ち時間の改善等

患者サービス向上の観点から、電子カルテシステムの活用や予約システムの導入による外来診療及び検査等の待ち時間の短縮・改善に取り組むこと。

(3) 患者・来院者のアメニティ向上

患者や来院者により快適な環境を提供するため、患者のプライバシー確保に配慮した院内環境の整備に努め、患者満足度調査を年2回実施し患者の求める医療サービスの向上を図ること。

また、患者、来院者及び職員の健康に配慮するため、引き続き敷地内禁煙を徹底すること。

(平成29年度実績：患者満足度調査未実施)

(4) 患者の利便性向上

ホール案内ボランティアの受け入れや、病院へのアクセス及び病院内の案内表示等を充実させることで、患者の利便性向上に取り組むこと。

また、交通弱者の通院に配慮するため、現在運行中の送迎バスを継続し、1日の平均利用者数15人以上を目指すこと。

(平成29年度実績：13人)

(5) 職員の接遇向上

全ての職員に対し医療はサービス業であるとの意識を浸透させ、接遇の向上に努めるため、連携医療機関等における研修機会も積極的に活用し、全職員が年1回以上の接遇研修を受講すること。

また、患者、利用者の意見・要望等を聞く投書箱の設置に加え、患者満足度調査の結果も活用し、一層のサービス向上と業務改善の取組を進めること。

4 医療の質の向上

(1) 医療安全対策の徹底

医療安全対策の充実を図るため、連携医療機関とも協働し、医療事故及び医療に係るヒヤリハット事例の収集分析を行い、発生原因・再発防止策等の検討会を毎月開催すること。

また、医療安全に対する知識の向上を図るため、連携医療機関における研修機会も積極的に活用し、全職員が研修会・報告会、外部講師を招聘しての講習会等へ年1回以上参加すること。

(2) 法令の遵守等（コンプライアンス）

町立病院としての使命を果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、高い倫理観をもち、患者が安心して医療を受けられるよう内部規程を策定すること。

また、インフォームド・コンセントの充実や、カルテ、レセプト等の医療情報の適切な情報開示を実施し、患者及びその家族の信頼向上に努めること。

5 町の医療施策推進における役割の発揮

(1) 町の保健・福祉行政との連携

町民の健康増進を図るため、町の機関と連携・協働して、特定健診、一般健診、がん検診等の各種健康診断を実施し、生活習慣改善などの一次予防の推進を図ると同時に、連携医療機関との協働により、幅広い領域において二次及び三次予防の普及に努めること。

(2) 町民への保健医療情報の提供及び発信

医療に関する専門分野の知識や情報を活用し、町民対象の公開講座の年1回

開催や、連携医療機関において開催される啓発活動の共同発信、住民組織や事業所を対象とした健康づくり講座、ホームページの開設等を通じて、保健医療情報の発信及び普及啓発を推進すること。

(平成29年度実績：町民公開講座開催1回)

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 地方独立行政法人としての運営管理体制の確立

地方独立行政法人制度の特長を生かし、自律性・機動性・透明性の高い病院運営を行うこと。

医療環境の変化に的確かつ迅速に対応できるよう、理事長及び理事で構成する理事会を定期的を開催するとともに、中期目標、中期計画及び年度計画の着実な達成に向けて、部門ごとの経営分析や計画の進捗状況の定期的な把握等を行い、継続的な改善のもとで業務運営を行うこと。

2 効率的かつ効果的な業務運営

(1) 適切かつ弾力的な人員配置

医療需要の変化や病院経営を取り巻く状況の変化に迅速に対応するため、医師をはじめとする職員を適切に配置すること。

また、必要に応じて常勤以外の雇用形態を取り入れるなど、多様な専門職の活用を図り、効果的な医療の提供及び効率的な業務運営に努めること。

(2) 職員の職務能力の向上

① 医療スタッフの職務能力の高度化・専門化を図るため、資格取得も含めた教育研修システムを整備するとともに、連携医療機関との間で、研修を目的とした年間1人以上の人事交流の実施を目指すこと。

② 目標期間中に2人以上のプロパー職員の採用を目指し、病院特有の事務に

精通した職員を確保・育成すること。また、研修の充実等により事務部門の職務能力の向上を図ること。

(3) 人事評価システムの構築

職員の努力が評価され、業績や能力を的確に反映した人事及び昇任管理を行うため、公正で客観的な人事評価制度を導入すること。

(4) 勤務成績を考慮した給与制度の導入

職務職階制の導入など、職員の勤務成績が適切に反映できる給与制度の運用を図ること。

(5) 働きやすい職場環境の整備

日常業務の質の向上を図り、患者の安全を守るとともに、優秀な職員を確保するため、職員にとって働きやすく、働き甲斐のある就労環境を整備すること。

(6) 予算の弾力化等

中期目標及び中期計画の枠内で、予算科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用し、迅速な事業運営に努めること。

また、契約においては、複数年契約や複合契約など多様な契約手法を活用し、費用の節減を図ること。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 持続可能な経営基盤の確立

町立病院の公的使命を果たすため、経営収支・資金収支の改善を図り、経営を安定させるためのあらゆる方策を講じること。

- (1) 全職員が、病院経営は独立採算を原則とした経営を目指すべきであることを強く認識し、経常収支比率100%以上を維持すること。

(平成29年度実績：103%)

- (2) 医業収支比率については、70%を上回るよう努めること。

(平成29年度実績：62%)

(3) 職員給与費率は、収入の確保等により90%以下とするよう努めること。

(平成29年度実績：103%)

2 収入の確保

地域の患者ニーズに沿った医療サービスの提供や効果的な病床管理を行うことにより、病床利用率80%以上を確保するよう努めること。

(平成29年度実績：65%)

また、診療報酬改定や健康保険法等の改正に的確に対応するとともに、診療報酬の請求漏れや減点の防止のためのチェックリストや、未収金の未然防止対策と早期回収のための未収金防止対応マニュアルを策定するなど、収入確保に努めること。

3 費用の削減

後発医薬品の採用促進を図るとともに、医薬品及び診療材料等の購入方法の見直し及び業務委託の推進等、事業運営に係るあらゆる支出の効率化・適正化に努めること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 町からの財政支援について

不採算医療など政策的に必要な部門を除き、町からの財政支援に依存した経営体質から脱却すること。

2 医療機器の整備

医療機器の整備については町と協議し、費用対効果、地域住民の医療需要及び医療技術の進展などを総合的に判断して適切に実施すること。